

# 辺地対策事業債の概要



沖縄県企画部  
地域・離島課

辺地対策事業債は、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、公共的施設等の整備を行う事業の財源として特別に発効が認められた地方債（市町村が行う借り入れ）である。

## 辺地の要件

役場、医療機関、小中学校等までの距離が遠く、交通条件や自然的条件等に恵まれない山間地、離島などのへんぴな地域

沖縄県で辺地を有する市町村 22市町村  
（市町村内の字等を区域とする）

## 対象事業

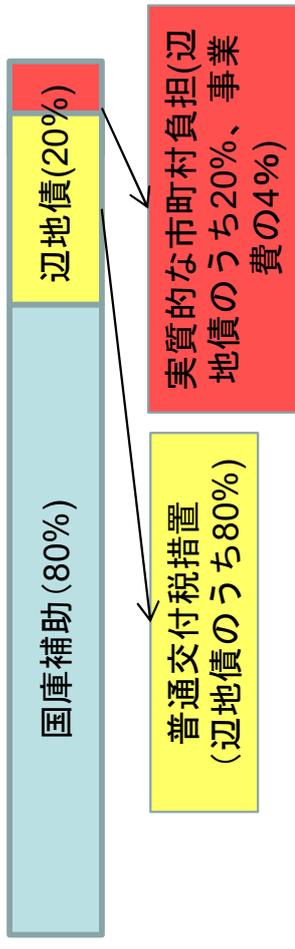
### ※辺地総合整備計画に基づき実施

- 産業振興施設等  
農林業、地場産業、観光関連施設 等
- 交通通信施設等  
市町村道、農林道、電気通信施設 等
- 厚生施設等  
消防施設、保育所、老人福祉施設 等
- 教育文化施設  
公立小中学校教員住宅、体育施設、公民館 等

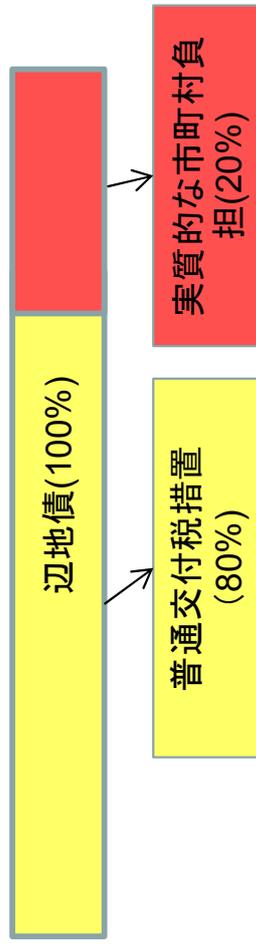
## 財政上の優遇措置

充当率は原則100%（公営債対象 50%）  
元利償還金の80%は、普通交付税の基準財政需要額に算入される。  
（他の地方債より高率である）

## 【国庫補助事業】※一括交付金の場合



## 【地方単独事業】



# 過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、人口の減少により、その地域における教育、医療、防災などの基礎的な生活条件の確保に支障をきたすようになるとともに、産業の担い手不足といった生産機能の維持が困難な地域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の市町村が行う事業の財源として、特別に発効が認められた地方債（市町村が行う借り入れ）である。

## 過疎の要件

人口減少率及び財政力要件の基準を満たす市町村

沖縄県内 過疎市町村 1 7 市町村（一部過疎含む）  
特定特別市町村 2 町村（卒業団体）

## 対象事業

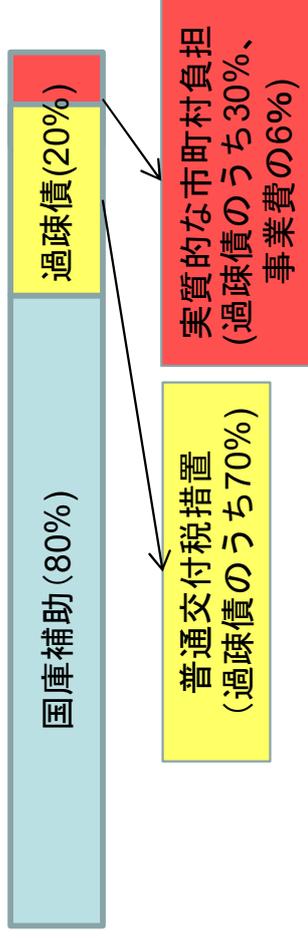
### ※市町村過疎計画に基づき実施

- 産業振興施設等  
農林業、地場産業、観光関連施設、漁港施設  
港湾施設、3セクへの出資 等
- 交通通信施設等  
市町村道、農林道、電気通信施設 等
- 厚生施設等  
消防施設、保育所、老人福祉施設、一般廃棄物処理施設、火葬場、障害者(児)福祉施設 等
- 教育文化施設  
公立小中学校の校舎、公民館、図書館 等
- 自然エネルギーを利用するための施設
- 集落再編整備
- 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業）  
生活交通の確保、地域医療の確保、集落の維持・活性化を図るためのソフト事業 等

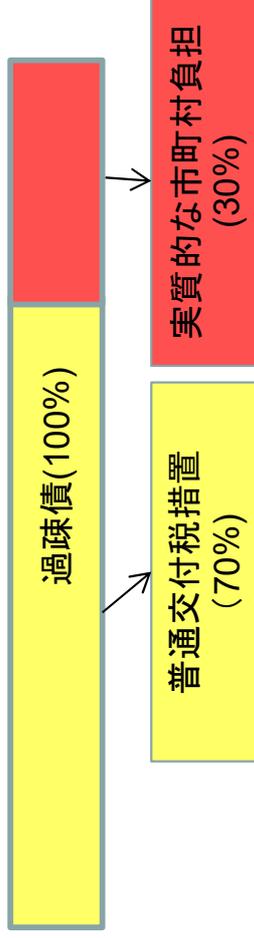
## 財政上の優遇措置

充当率は原則100%（公営債対象 50%、集落再編75%）  
元利償還金の70%は、普通交付税の基準財政需要額に算入される。  
（他の地方債より高率である）

## 【国庫補助事業】※一括交付金の場合



## 【地方単独事業】



# 過疎対策事業債の活用例



沖縄県企画部  
地域・離島課

## 定住促進住宅の建設

人口の流出を防ぎ、子育て世代（若者）を中心とした定住人口の増加を図るため、定住促進住宅を整備。



3

## 学習塾の運営（本部町）

本部高等学校に通う生徒の学習環境の整備や学習意欲の向上を図るため、地域と学校が連携した学習塾を開設。



イメージ画像

## 村営バスの運行（国頭村）

公共交通の空白地帯に村営バスを運行し、生活交通を確保。  
運営2系統  
奥線（辺戸名～奥）  
東線（辺戸名～安波・楚洲）



イメージ画像

## 全国離島交流中学生野球大会への派遣（竹富町）

全国の離島チームとの交流試合、元プロ野球選手の野球教室など、野球を通しての人づくり、交流促進を図ることを目的に町内中学生を派遣。



# 辺地債・過疎債の主な変更点



## 1 辺地債のR6変更点

- ・ 地方債計画額が570億円に増額（対前年比30億円増）
- ・ 地方公共団体金融機構資金について、66億円（前年度比40億円増）確保

## 2 過疎債のR6変更点

- ・ 地方債計画額が5,700億円に増額（対前年比300億円増）
- ・ 過疎地域における脱炭素化の取組を推進するため、「脱炭素化推進特別分」を創設
- ・ 令和6年度はソフト分の弾力運用（限度額超分）は原則として実施せず、ハード分へ流用を予定
- ・ 地方公共団体金融機構資金について、1,430億円（前年度比500億円増）を確保

# 辺地債・過疎債の主な変更点

## (参考)償還期限及び据置期間

対象事業	財政融資		機構資金	
	固定	利率見直し	固定	利率見直し
辺地対策事業				
診療施設のうち診療所及び職員宿舎	10(2)	30(5)	30(5)	30(5)
下水道施設	10(2)	30(5)	30(5)	40(5)
義務教育諸学校施設	10(2)	25(3)	30(5)	30(5)
飲用水供給施設(簡易水道施設等)	10(2)	30(5)	30(5)	40(5)
その他施設	10(2)	10(2)	30(5)	30(5)
過疎対策事業				
診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎	12(3)	30(5)	30(5)	30(5)
下水道施設	12(3)	30(5)	30(5)	40(5)
義務教育諸学校及び高等学校施設	12(3)	25(3)	30(5)	30(5)
簡易水道施設	12(3)	30(5)	30(5)	40(5)
港湾施設	12(3)	12(3)	30(5)	40(5)
一般廃棄物処理施設	12(3)	30(5)	30(5)	30(5)
その他施設	12(3)	12(3)	30(5)	30(5)
過疎債ソフト	12(3)	12(3)	12(3)	12(3)

※R6年度から過疎債の一般廃棄物処理施設の利率見直し方式の償還年限が30年に延長

# 辺地債・過疎債の主な変更点



## 1 地方債計画額（過疎債・辺地債）

### (1) 過疎対策事業債 **5.700億円**（対前年度300億円の増）

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、過疎地域の持続的発展に関する施策に取り組んでいけるよう、令和6年度地方債計画額を確保

### (2) 辺地対策事業債 **570億円**（対前年度 30億円の増）

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇等を踏まえ、辺地に係る公共施設の整備に取り組んでいけるよう、令和6年度地方債計画額を確保

※ 上記のとおり増額を行ってもなお、年間所要額は地方債計画額を上回る見込みであることから、過疎地域等の持続的発展のために真に必要な事業に対して過疎債等の活用を検討するよう留意されたい。

また、例年同意等後に多額の不用額が生じていることから、過去の不用額の実績を踏まえた上で、過疎債等の所要額を精査し、過大な見積もりを行うことのないよう留意されたい。

## 2 過疎債ソフト分

### (1) 発行限度額

過疎債ソフト分の発行限度額について、新過疎法の施行に合わせて講じられている激変緩和措置の漸減率は次のとおり

R3	R4	R5	R6	R7	R8	*R9
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

※卒業団体のうち財政力指数が0.40以下の団体

### (2) 弾力運用分の取扱い

令和6年度については、ハード事業の年間所要額は地方債計画額を上回る見込みであることから、ソフト分の弾力運用は原則として実施せず、ハード分への流用を予定

# 辺地債・過疎債の主な変更点



## 3 過疎債特別分

### (1) 「脱炭素化推進特別分」の創設

- 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」において、地方公共団体は、再エネ導入や公共施設等のZEB化などを率先して実施することが求められている。
- 過疎地域に豊富に存在する未利用の再エネを有効活用することにより、日本全体の脱炭素化や過疎地域における経済循環の促進等が期待されることから、こうした取組を推進するため、「脱炭素化推進特別分」を創設。

### 【対象事業】

#### ① 「再生可能エネルギーを利用するための施設で公用又は公共用に供するもの」の整備（法第14条第1項第23号・令第7条第5項 参照）

- ア 過疎地域の市町村自らが再エネ施設を整備し、当該市町村の公用施設又は公共施設に供するもの【自家消費型】
- イ 過疎地域の市町村から補助を受けて第三セクター等<sup>※1</sup>が再エネ施設を整備し、当該市町村の公用施設又は公共施設に供するもの【実質的な自家消費型】

- ※1 従来から補助金の財源として過疎債を充当可能としている地方財政法第5条第5号に規定する法人（公共的団体又は第三セクター（自治体等出資比率50%以上）、過疎法第14条第1項に規定する法人（市町村及び公共的団体の出資比率3/4以上））
- ※2 再エネ発電設備に付随する蓄電池、自営線やEMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備についても対象（②も同様）。

#### ② 再生可能エネルギーを活用して電気等を製造する「地場産業の振興に資する施設(生産施設)」の整備（法第14条第1項第3号 参照 令第7条第3項）

- 過疎地域における「地域内消費」を主目的とするもの<sup>※3</sup>【地産地消型】

- ※3 当該過疎地域の市町村内での消費割合が50%を超えると見込まれる場合に限る。
- ※4 過疎債の対象は、料金収入等による独立採算が困難と見込まれる施設に限る。FIT/FIPは対象外。
  - 国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより、独立採算が可能と考えられることから原則として対象外。
  - 地方単独事業については、施設整備に要する経費の1/2を上限とし、これを上回る部分は原則として対象外。
- ※5 過疎地域の市町村自らが整備する場合に加え、第三セクター等への補助金も過疎債の対象。

#### ③ ZEB基準相当に適合させるための改修等

- 公共施設等<sup>※6</sup>をZEB基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公共施設等の新築、増築若しくは改築

※6 過疎法第14条第1項各号に規定する施設に限る。

※7 空調設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備、昇降機、太陽光発電設備及びコージェネ設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）  
BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の整備に限る。

# 辺地債・過疎債の主な変更点



## 3 過疎債特別分（つづき）

### （2）既存の特別分の重点化

既存の特別分については、以下のとおり対象事業を重点化のうえ継続

名称	対象事業	重点化の内容
雇用創出特別分	民間雇用の創出や産業振興に資する事業	産業振興による民間雇用の創出に資する事業に重点化。
光ファイバ等整備特別分	光ファイバ等の整備事業（通信施設・設備に関するもの）	光ファイバの新設、ケーブルネットワークの光化に重点化。
公共施設マネジメント特別分	公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の統廃合を伴う集約化・複合化事業	原則として延床面積が減少する事業に重点化。

## 4 財政融資金の償還期間の延長（過疎債）

- 過疎対策事業債の財政融資金における償還期間は、原則12年以内（一部事業を除く）
- 令和6年度より、過疎対策事業債における一般廃棄物処理施設について、利率見直し方式に限り30年以内に延長

# 過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト）とは



沖縄県企画部  
地域・離島課

平成22年の過疎法の一部改正により、いわゆるソフト事業の実施につき、当該市町村が必要とする経費が新たに対象とされた（発行額は、総務省令に基づき、市町村毎に算出される発行限度額の範囲内）。

対象とする経費は、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業（基金の積立てを含む。）につき、当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）で、次の経費を除くものとされている。

- ① 市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
- ② 法令に基づき負担が義務づけられている経費
- ③ 地方債の元利償還金に要する経費
- ④ 地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費

# 過疎債ソフトの発行限度額について



## 【算式】

$$A \times (0.51 - B) \times 1/15$$

A: 前年度の基準財政需要額

B: 財政力指数

※最低限度額: 3,500万円

## 【留意事項】

- ① 旧法の過疎団体は、上記の算式で算出した額が、令和2年度の発行限度額を下回る場合、その差額に以下の率を乗じて得た額を加算

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9※
1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1	0.1

※卒業団体のうち、財政力指数が0.4を下回る団体のみ

- ② 過疎市町村の発行限度額は、最大2倍まで引き上げる弾力運用の規定あり。

→R6年度は弾力運用を実施しない予定となり、**限度額超分の協議は認められない可能性がある。**

市町村名	令和6年度 限度額 (百万円)
宮古島市	198.8
南城市	35.0
国頭村	63.9
大宜味村	35.0
東村	41.8
本部町	48.0
伊江村	65.9
渡嘉敷村	35.0
座間味村	35.0
粟国村	35.0
渡名喜村	35.0
南大東村	35.0
北大東村	35.0
伊平屋村	37.0
伊是名村	37.4
久米島町	94.7
多良間村	35.0
竹富町	96.6
与那国町	41.3

# 特に留意していただきたい点

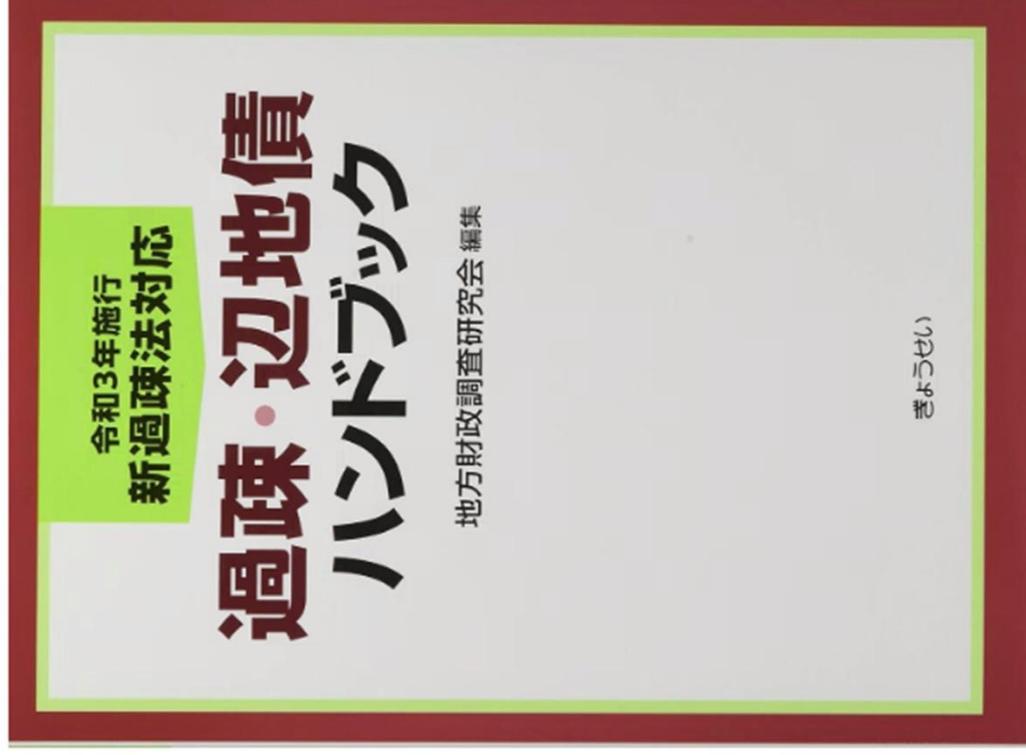


- 補助事業が未採択、地権者との交渉が済んでいない、予算計上されていない等の**事業実施が不確実な事業**については、**1次分ではなく2次分として計上してください。**
- **緊急防災・減災事業債**又は**緊急自然災害防止対策事業債**の対象となる事業については、当該事業債をご活用ください。

# 参考書籍について



沖縄県企画部  
地域・離島課



令和3年施行 新過疎法対応 過疎・  
辺地債ハンドブック



逐条解説 過疎地域の持続的発展  
の支援に関する特別措置法

令和6年4月 日

各市町村辺地・過疎債担当者 殿

沖縄県企画部地域・離島課  
辺地債・過疎債 担当

令和6年度辺地債及び過疎債に係る申請一覧表等(1次分)  
の提出について(依頼)

辺地対策事業債及び過疎対策事業債については、令和6年4月〇日付け企市第〇号「令和6年度起債計画書等の提出について(通知)」で示したものに加えて、提出すべき書類は下記のとおりです。各事業の説明に必要なものを不備のないよう地域・離島課まで提出をお願いします。

記

提出書類：別添1「提出様式集」のとおり

提出方法：紙ベース(1部)

※但し、以下の書類はメールによりデータの送信もお願いします。

- ①令和6年度(過疎・辺地)対策事業債 申請一覧表
- ②起債協議等一覧表【通常収支対応分】
- ③過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)付表

提出期限：令和6年4月26日(金)

留意事項：・協議においては、起債計画書毎に起債要望額が適正に算出されているかを確認します。事業概要資料(ポンチ絵・積算書・契約書等)や交付決定通知書等では、起債計画書の事業費や各種財源の金額を追っていきます。スムーズな金額の確認は、ヒアリングの短縮につながりますので、該当箇所のマーカーや積算等の方法・結果を追記(手書き可)するなど、ご協力をお願いします。

・補助事業が未採択、地権者との交渉が済んでいない、予算計上されていない等の事業実施が不確実な事業については、1次分ではなく2次分で協議してください。

・緊急防災・減災事業債又は緊急自然災害防止対策事業債の対象となる事業については、当該事業債を活用してください。

【担当者・問い合わせ先】

沖縄県企画部地域・離島課 地域振興班 TEL 098-866-2370

吉村 紅音 (辺地債) mail:yoshmura@pref.okinawa.lg.jp

伊良波 豪 (過疎債) mail:irahagou@pref.okinawa.lg.jp

## 提出資料一覧

頁	資料名	ファイル番号	申請のある全団体	該当団体	メール送信	紙提出(1部)
-	(過疎・辺地)対策事業債 申請一覧表	01	○		○	○
-	起債協議等一覧表【通常収支対応分】 市町村課から送信済み(再送)	02	○		○	○
-	起債計画書 *「起債計画書記載要領」により作成する。 市町村課から送信済み(再送)	03	○			○
-	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)付表(指定様式) *「記入要領」により作成する。 市町村課から送信済み(再送)	04	○		○	○
-	辺地に係る総合整備計画(該当事業費・起債額等を記載している頁)の写、過疎地域持続的発展計画(該当事業を記載している本文中の表の頁、過疎債ソフト事業は、事業内容、事業の必要性、事業効果の記載箇所)の写		○			○
-	予算措置状況の確認資料(議決済み予算書等)		○			○
-	補助事業については交付決定書(写)、 交付決定していない場合は内示の通知(写)及び補助金交付申請書			○		○
-	事業概要説明資料(ポンチ絵、積算書、契約書等)		○			○
-	事業の概要を示す図面 (施行場所を示す地図、施設配置図、完成予想図等)			○		○
-	起債ヒアリングチェック表	05	○			○
-	経常収支の見込調 *市町村が自ら行う地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーション施設、農業(畜産を含む)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設について作成すること。 *「記載要領」により作成する。	06		○		○
-	負担金又は補助金に係る事業概要書 *公共的団体に対する負担金又は補助金について、辺地及び過疎対策事業債を充当する場合は、当該負担金又は補助金に係る事業について記載すること。 *「記載要領」により作成する。	07		○		○
-	出資金に関する調書(過疎債) *第三セクター等の法人に対して、過疎対策事業債を充当して出資する団体は必ず作成すること。 *「記載要領」により作成する。	08		○		○
-	事務費も起債の対象経費とする場合は、各補助の補助率と事務費の算定を明示した書類			○		○
-	その他事業説明に必要な書類			○		○

## 【ヒアリング内容】

- ①起債対象事業か確認
- ②辺地総合整備計画又は過疎地域持続的発展計画で計画している事業  
か、起債額は範囲内かなど
- ③事業主体の確認
- ④事業概要を詳細に説明すること
- ⑤事業の着工年月日、完成(予定)年度の確認
- ⑥道路、農道等は幅員、延長(過疎債の産業振興の「農道」は、受益面積を  
確認)図面で確認できるようにすること。
- ⑦予算措置状況(予算議決(予定)年月日、起債限度額など確認)
- ⑧補助事業は内示状況等(内示通知、交付申請書、交付決定通知など)
- ⑨補助率及び補助額の確認
- ⑩事務費の算入率は適正か確認
- ⑪起債対象外経費が含まれていないか確認(消耗品的なもの、一般的調査費  
等が含まれていないかなど確認)
- ⑫備品の耐用年数5年以上かつ20万円以上か確認
- ⑬起債額が10万円未満の端数はないか確認
- ⑭用地の取得費が含まれる場合、原則として当該年度に施設の建設事業を行  
うもの及び用地の取得と併せて造成事業又は設計を行うもので次年度以降に  
施設建設が確実に行われる見込みのあるものであるか。
- ⑮解体撤去費が含まれる場合、起債対象となる経費かどうか。
- ⑯事業施行の制限事項はないか確認
- ⑰その他必要な事項のヒアリング
- ⑱過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)については、資金区分を  
確認





(別紙) 対象施設一覧表

施設区分	辺地対策事業債	
	整理番号	施設名
①交通通信	1	市町村道・橋りょう・渡船施設
	2	農道・林道
	3	電気通信施設
	4	自動車・雪上車
	5	除雪機械
②教育文化	6	へき地集会室
	7	公民館・その他の集会施設
	8	寄宿舍・通学施設
	9	学校給食施設
	10	教職員住宅
③厚生施設	11	診療施設
	12	保育所・児童館
	13	母子健康センター
	14	高齢者保健福祉施設
	15	消防施設
	16	飲用水供給施設
	17	下水処理施設
④産業振興	18	農林漁業経営近代化施設
	19	地場産業振興施設
	20	観光・レクリエーション施設
	21	市町村道・橋りょう
	22	農道・林道
⑤電気	21	電灯用電気供給施設

# (別紙) 対象事業一覧表

(R3.6月)

施設区分	過疎対策事業債	
	整理番号	事業名
①移住・定住・地域間交流、人材育成	1	移住・定住
	2	地域間交流
	3	人材育成
	4	その他
②産業振興	1	基盤整備
	2	漁港施設
	3	経営近代化施設
	4	地場産業の振興
	5	企業誘致
	6	企業の促進
	7	商業
	8	情報通信産業
	9	観光又はレクリエーション
	10	その他
③地域における情報化	1	電気通信施設等情報化のための施設
	2	その他
④交通施設、交通手段確保	1	市町村道
	2	農道
	3	林道
	4	漁港関連道
	5	鉄道施設等
	6	自動車等
	7	渡船施設
	8	道路整備機械等
	9	その他
⑤生活環境	1	水道施設
	2	下水処理施設
	3	廃棄物処理施設
	4	火葬場
	5	消防施設
	6	公営住宅
	7	その他

⑥子育て環境、高齢者等の保健及び福祉	1	児童福祉施設
	2	認定こども園
	3	高齢者福祉施設
	4	介護老人保健施設
	5	障害者福祉施設
	6	母子福祉施設
	7	市町村保健センター及び母子健康包括支援センター
	8	その他
⑦医療の確保	1	診療施設
	2	特定診療科に係る診療施設
	3	その他
⑧教育の振興	1	学校教育関連施設
	2	幼稚園
	3	集会施設、体育施設等
	4	その他
⑨集落の整備	1	過疎地域集落再編整備
	2	その他
⑩地域文化の振興	1	地域文化振興施設等
	2	その他
⑪再生可能エネルギー	1	再生可能エネルギー利用施設
	2	その他
⑫過疎地域持続的発展特別事業(ソフト)	1	基金以外
	2	基金
	3	限度超分

令和 年度 過疎債・辺地債 起債ヒアリングチェック表

※チェック表は事業ごとに作成して下さい。

〇〇対策事業債	
事業名	担当者名

日	時
団体名	
担当者名	

1. 確認事項

1	過疎債・辺地債の対象事業(別紙 対象事業一覧表)の該当番号は何にか 例) ②産業振興 1基盤整備	
2	事業概要の確認 事業概要(パンチ絵、図面等)が確認できる資料は添付されているか 事業費の積算が確認できる資料(積算書、契約書等)は添付されているか 適償性の確認 台帳作成経費は含まれていないか 補助申請及び実績報告業務経費は含まれていないか 本体工事を伴わない除草費等は含まれていないか 車両購入における登録手数料等は含まれていないか 例) 登録手数料、車検料、自動車重量税、自賠責保険、車検代行手数料等 一般的調査費等は含まれていないか 例) 事前調査、基本設計など 少額備品は含まれていないか 例) 消火器、カーテン、厨房機器など 仮設校舎を賃貸借で設置する場合、当該経費は含まれていない 整備対象道路の有効幅員と延長	m/ m
3		
4	備品購入費は20万円以上、耐用年数5年以上か。	
5	用地の取得が含まれる場合、運用要綱に合致しているか。 (原則: 次年度に施設建設が確実に見込まれる)	
6	解体撤去費が含まれる場合、運用要綱に合致しているか。 (原則: 既存建物を撤去しないと施設の新增築ができない)	
7	事務費算入率は適正か。(補助基準or単独の場合2.75%) ※補助金の事務費が廃止されたものについては運用要綱に定める額の範囲内か。	
8	補助金は公的団体に對するものであるか。 (道路公団、土地開発公社、社会福祉法人、商工会、農業協同組合など)	
9	・負担金は県、一部事務組合、広域連合が実施する事業にかかるとあるものであるか。 ・土地改良事業にかかる負担金については、「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」に定められた割合か。	
10	産業振興施設、観光レクリエーション施設、農林漁業経営近代化の共同利用施設は(公営企業会計実施事業を除く)、独立採算性が困難な事業であるか。	

11	国、県の補助事業の場合補助率は適正か。	
12	補助事業の採択状況はどうか。(交付決定済、交付申請済、内示済等)	
13	国庫支出金、県支出金などは適切に控除されているか。 (県一括交付金、国庫轄事業)	
14	充当率は何%か 例) 通常100%以内、公営企業債対象は50%以内、集落再編整備のための住宅75%以内	
15	起債予定額に10万円未満の端数はついていないか。 市町村の予算措置・起債枠の議決の状況 予算の措置状況(当初予算、○月補正) 当該事業に係る発行限度額 借入上限利率 償還期間 発行限度額、借入上限利率、償還期間が確認できる予算書は添付されているか	千円 %以内 年以内
16	辺地計画、過疎計画における掲載 計画に盛り込まれているか 計画における起債額(辺地債のみ) 当該事業の該当箇所は添付されているか(過疎債は本文中の表) 過疎債ソフトについて	千円
17	対象外経費は含まれていないか 例) 内部管理費、法令に基づく負担経費、元利償還金、効果が一過性の事業 特別交付税の算定の対象外となっているか 限度額内分・限度額超分の別 過疎計画に事業効果が将来に及ぶことが記載されているか	
18		

2. 備考

備考		
----	--	--



## 経常収支の見込調

施設名: \_\_\_\_\_

都道府県名: \_\_\_\_\_

市町村名: \_\_\_\_\_

起債区分		1 辺地債	2 過疎債	(単位:千円)	
区 分		金 額		積 算 内 訳	
	1 使用料又は料金収入				
	2 その他の収入				
	収入の計(A)				
	1 職員給与費				
	基本給				
	その他				
	2 物件費				
	賃金				
	旅費				
	需用費				
	役務費				
	備品購入費				
	その他				
	3 維持修繕費				
	4 公債費				
	償還元金				
	支払利息				
	5 その他の支出				
支出計(B)					
差引(A)－(B)				収支比率(A)/(B)×100(%)	

## 経常収支の見込調 記載要領

- 1 本表は、市町村が自ら行う地場産業の振興に資する施設、観光又はレクリエーションに関する施設及び農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設について作成すること。
- 2 本表は、平年度化された年度について作成すること。
- 3 「積算内訳」の欄は、詳細に記載すること。
- 4 使用料又は料金を徴収しない場合は、その理由を「積算内訳」の欄に記載すること。
- 5 「その他の収入」及び「その他の支出」の欄は、繰入金及び繰出金を除くその他の収入及びその他の支出を記載すること。
- 6 「公債費」の欄は、辺地対策事業債の場合は充当額の20%、過疎対策事業債の場合は30%に係る元利償還額(平年ベース)を記載すること。
- 7 「収支比率(A)/(B)×100(%)」の欄は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
- 8 本表の変更(修正)は見え消しで修正すること。

## 負担金又は補助金に係る事業概要書

都道府県名:

市町村名:

起債区分	1 辺地債		2 過疎債		単位:千円、%							
	施設名	対象事業費(A)	国庫支出金	県支出金	控除する財源の内訳						事業の概要	
事業実施団体名	施設名	対象事業費(A)	国庫支出金	県支出金	分担金又は負担金	地方債	県貸付金	その他	計(B)	事業実施団体の自己負担額(A)-(B)=(C)	(C)のうち辺地債・過疎債を財源とする市町村の補助・負担金(D)	負担額(D)／(C)

## 負担金又は補助金に係る事業概要書 記載要領

- 1 本表は、公共的団体に対する負担金又は補助金について、辺地及び過疎対策事業債を充当した場合は、当該負担金又は補助金に係る事業について記載すること。
- 2 「施設名」の欄は具体的に記載すること。
- 3 「対象事業費」の欄は、対象事業費と実施事業費が異なる場合に実施事業費を( )書きすること。
- 4 「負担率D/C」の欄は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載すること。
- 5 「事業の概要」の欄には、次の事項について記載すること。
  - (1) 事業の規模  
建物の面積、構造、農道及び林道の延長、幅員(全幅)、車両(船舶)の台(隻)数、トン数、定員、施設利用世帯数、用地費(道路用地等従来から対象とされていたものは除く)又は人員(見込)等
  - (2) 単価(実施単価及び補助単価)
  - (3) 継続事業に係る総事業費
  - (4) 国庫補助(負担)事業については、当該国庫補助(負担)金の交付要領等に基づく事業名(国庫補助金の名称)及び国庫補助(負担)基本額  
なお、農林漁業経営近代化施設に係る国庫補助(負担)事業名については、当該補助金等の交付要領等に基づき、「大区分」、「中区分」、「小(細)区分」まで記載すること。
- 6 本表の変更(修正)は、見え消しで修正すること。

# 出 資 金 に 関 する 調 査 書 ( 過 疎 債 )

都道府県名：                    

市町村名：                    

区分	1 第1号に規定する法人	2 第2号に規定する法人	出 資 金 額 ( 千 円 )										職 員 数 ( 人 )					
法人の名称			法人形態										職 員 数 ( 人 )					
代表者(予定)			主たる事務所の所在地										職 員 数 ( 人 )					
法人の主要業務													職 員 数 ( 人 )					
当該法人に出資する地方公共団体数	総額 A	構成比 (%)	当該地方公共団体 出資額 B	構成比 (%)	その他 地方公共団 体出資額 C	構成比 (%)	小計 (B+C) D	構成比 (%)	公共的団 体出資額 E	構成比 (%)	小計 (D+E) F	構成比 (%)	民間 出資額 G	構成比 (%)	その他 H=A-B-C- E-G	構成比 (%)		
																	左のうちの 常勤者数	左のうちの 常勤者数
区 分	総数	左のうちの 常勤者数	当該地方 公共団体 退職者数	左のうちの 常勤者数	地方公共団 体出向者	左のうちの 常勤者数	その他	左のうちの 常勤者数	総数	左のうちの 常勤者数	地方公共団 体退職者	左のうちの 常勤者数	地方公共団 体出向者	左のうちの 常勤者数	その他	左のうちの 常勤者数		
総 計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
うち当該市町村関係者	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
設置(予定)年月日	出資(予定)年月日	収 支 の 状 況	累 積 収 支 の 状 況															
			地方公共団体の財政的支援(平成 年 月 日現在)															
			支 援 方 法															
			損失補償															
			補助金・貸付金															
			その他															

# 出 資 金 に 関 する 調 書 ( 過 疎 債 ) 記 載 要 領

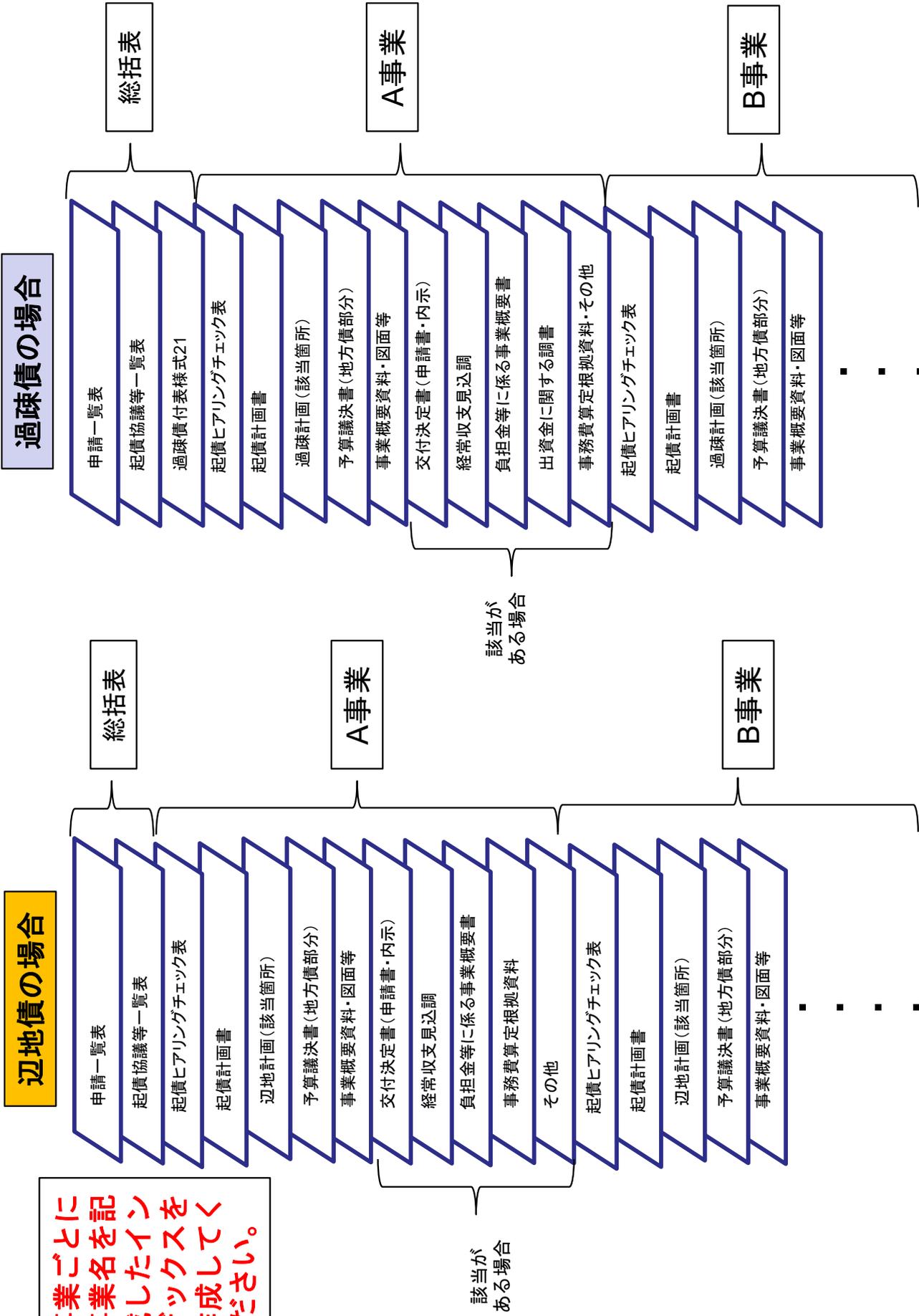
- 1 本表は、本年度第三セクター等の法人に対して、過疎対策事業債を充当して出資する団体は必ず作成すること。
- 2 「区分」は、過疎対策事業債を充当して出資する法人について、該当するものに○を付すこと。  
「1 第1号に規定する法人」とは、当該出資金の出資先が過疎地域自立促進特措置法施行令(平成12年政令第175号)第6条第1項第1号に規定する法人をいい、「2 第2号に規定する法人」とは、同施行令同条同項第2号に規定する法人をいう。
- 3 「法人の名称」は、正式名称により記入すること。なお、名称中の株式会社、財団法人等については記入を省略すること。
- 4 「法人の形態」は、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、財団法人等を記入すること。
- 5 「代表者(予定)」は、法人の代表者(社長、理事長等の経営上の最高責任者をいう。)が地方公共団体の首長等である場合は職名を( )書きすること。
- 6 「法人の主要業務」は、複数の業務を行っている法人の場合は、当該出資金に係る業務○で囲むこと。
- 7 「出資金額(千円)」の「民間出資額」は、民間法人又は高法法人の、「その他」は個人の出資額及び出資割合をそれぞれ記入すること。
- 8 「役員数(人)」、「職員数(人)」は、次の区分により記入すること。なお、職員のうち臨時職員及び嘱託職員は、職員数に算入しないこと。

地方公共団体退職者	地方公共団体の職員であったもので、地方公共団体への復帰予定がない者
地方公共団体出向者	地方公共団体の職員であった者か又は現に地方公共団体の職員の身分と併有する者で、地方公共団体への復帰予定がある者(休職、出向等により当該法人の業務に携わっている者、辞令上退職派遣しているが将来地方公共団体に復帰予定がある者等)
その他	上記以外の者(プロパー職員、地方議会の職員、学識経験者、民間出資関係者等)

- (1) 常勤の役員・職員を内数として記入する欄は、専ら当該法人の業務に常時従事している者(非常勤)かを判断基準は、次によること。  
① 本来、地方公共団体の職員である者が当該法人の役員を兼務し、双方の業務を適宜処理しているような場合は非常勤として取り扱うこと。  
② 2以上の地方公共団体の役員を兼務し(地方公共団体の理事と純民間法人の取締役を兼務しているような場合を含む。)、双方の業務を適宜処理しているような場合は、報酬・給料の負担をしている法人の常勤役員とすること。  
(2) 複数の法人等が給料を負担している場合は、負担額が最も多い法人の常勤役員とし、同額の場合は当初の採用先の法人の常勤役員とすること。  
(3) いわゆる三役(都道府県知事、市町村長、副知事、助役、出納長、収入役)の取り扱いは、次によること。  
三役は地方公共団体の職員として整理し、現に三役である者については「地方公共団体出向者」、前職が三役であった者については「地方公共団体退職者」として整理すること。  
なお、「地方公共団体の職員」とは、一般職の職員並びに特別職のうちいわゆる三役及び公営企業管理者をいい、その他の特別職は「地方公共団体の職員」に含まれないこと。  
(4) ( )内には、当該法人が報酬・給与を支給している役員数を記入すること。
- 9 「設立(予定)年月日」は、当該法人の設立(予定)年月日を記入すること。
- 10 「出資(予定)年月日」は、今回の出資年月日を記入すること。なお、当該地方公共団体が法人設立当初から出資に参加している場合は、今回の出資を除く直近の出資した年月日を( )書きすること。
- 11 「収支の状況」は、直近の決算額を記入すること。なお、設立後間もない法人で本来の業務開始するに至っていない場合は「-」を記入すること。
- 12 「累計収支の状況」は、直近の決算における当期末未処理利益金(欠損金)の額を記入すること。
- 13 既設の法人について、出資する場合は、「地方公共団体の財政的支援」について、次により記入すること。  
(1) 「損失補償」は、当該法人に対して、損失補償契約を締結している(又は予定している)場合は、その額を記入すること。  
(2) 「支援方法」は、当該地方公共団体が実際にを行っている(又は予定している)損失補償以外の財政的支援について該当する項目にその額を記入すること。  
また、「その他」には、その内容を記入すること。
- 14 既設の法人に対する出資の場合は、平成23年4月1日現在における定款、規約、平成22年度の決算書及び業務報告書を添付すること。

# 辺地債・過疎債の資料の編綴方法

**事業ごとに  
 事業名を記  
 載したイン  
 デックスを  
 作成して  
 ください。**



## 辺地に係る総合整備計画の手続

### 1 変更手続き

#### (1) 辺地対策事業債予定額を超える変更

計画期間内において施設毎、事業主体毎に辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更や、施設名を新たに追加する場合も含む。

- ①変更計画書の作成 → ② 県知事への変更協議 → ③ 県知事からの回答 → ④議会の議決  
→ ⑤総務大臣へ提出のための県知事への進達依頼 → ⑥県知事から総務大臣への進達

#### (2) 計画期間内において施設毎、事業主体毎に辺地対策事業債の予定額の範囲を超えない変更

- ①変更計画書の作成 → ②議会の議決または長の決裁による計画変更 → ③県知事への報告

### 2 策定手続き

上記1(1)の変更手続を準用する

### 3 提出書類 (PDFデータ送信)

	変更協議	進達依頼	報 告
総合整備計画書(変更後のもの)及び同計画書の新旧対照表	○	○	○
辺地別公共的施設整備計画の概要(変更後のもの)及び新旧対照表	○	○	○
辺地度点数算定表	○	○	○
辺地に係る地域の中心点及び辺地度点数の算定に関する各要素を記入した図画等	○	×	○
辺地地域を示す図面	○	×	○
議会の議決書の写し	×	○	○(※)

(注)  
進達依頼の場合は、県知事への進達依頼文書と総務大臣への提出文書をデータ送信すること。

(※)議決した場合のみ

### 4 提出方法

別添の令和4年1月14日付け総務省からの事務連絡によるPDFデータ送信。

#### (留意事項)

- 1 県知事への変更及び策定協議は、議会の日程等を考慮して余裕を持って行うこと(議会提案の1ヶ月前程度)。
- 2 データはすべてA4判とすること。
- 3 計画変更においては、計画書及び概要の新旧対照表の変更箇所にアンダーラインを引くこと。
- 4 変更を行う際には、事前に県の担当者と調整を行うこと。

事務連絡  
令和4年1月14日

各都道府県辺地対策担当課 御中

総務省自治財政局財務調査課

### 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の提出について

市町村は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号。以下「法」という。）第3条第5項及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和37年政令第301号）第3条の規定により、法第3条第1項に定める辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めたときは、都道府県を経由して、これを総務大臣に提出することとされていますが、その手続については、下記のとおりとしますので、ご対応の方よろしく申し上げます。

### 記

#### 1. 提出文書について

提出文書については、原則として電子データで提出してください。

- ① 都道府県知事から総務大臣宛の進達文書（事務次官通知<sup>※1</sup>別記第四号様式）
- ② 市町村長から総務大臣宛の進達文書（事務次官通知<sup>※1</sup>別記第二号様式又は第五号様式）
- ③ 総合整備計画（必要様式及び添付書類を含む、規則<sup>※2</sup>別記様式）
- ④ 議決書の写し

※1 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令及び同法施行規則の運用について」（昭和37年7月27日付自治乙再発第8号自治事務次官通知）

※2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則（昭和37年自治省令第14号）

## 2. 提出先及び提出方法等について

### (1) 提出先

総務省自治財政局財務調査課 渡邊 <k12.watanabe@soumu.go.jp>

### (2) 提出方法

電子メールにて、上記担当まで提出してください。

(総務省の電子メールの受信データ量の上限は1通あたり10MBとなっておりますのでデータ量がこれを超える場合は、ファイルを分割して送信いただくか、総務省の大容量ファイル転送システムにより提出してください(総務省のシステムの使用する場合は、担当までご連絡ください)。)

### (3) ファイル形式及びファイル名

ア 公文書と計画の本文をそれぞれ別ファイルとしてください。

イ 計画をPDFデータ化する場合は、印刷した紙媒体をスキャナー等でPDF化するのではなく、電子データをPDF化し、PDFの検索機能等が使用できるようにしてください。

ウ ファイル名は、次の例を参考に「地方公共団体コード(半角数字※)、市町村名、文書の内容」としてください。 ※都道府県は2桁、市町村は6桁

(例)「01 北海道 進達(公文書)」、「011002 札幌市 進達(公文書)」

「011002 札幌市 ○○辺地(計画本文)」

「011002 札幌市 ○○辺地(議決書写)」

## 3. その他

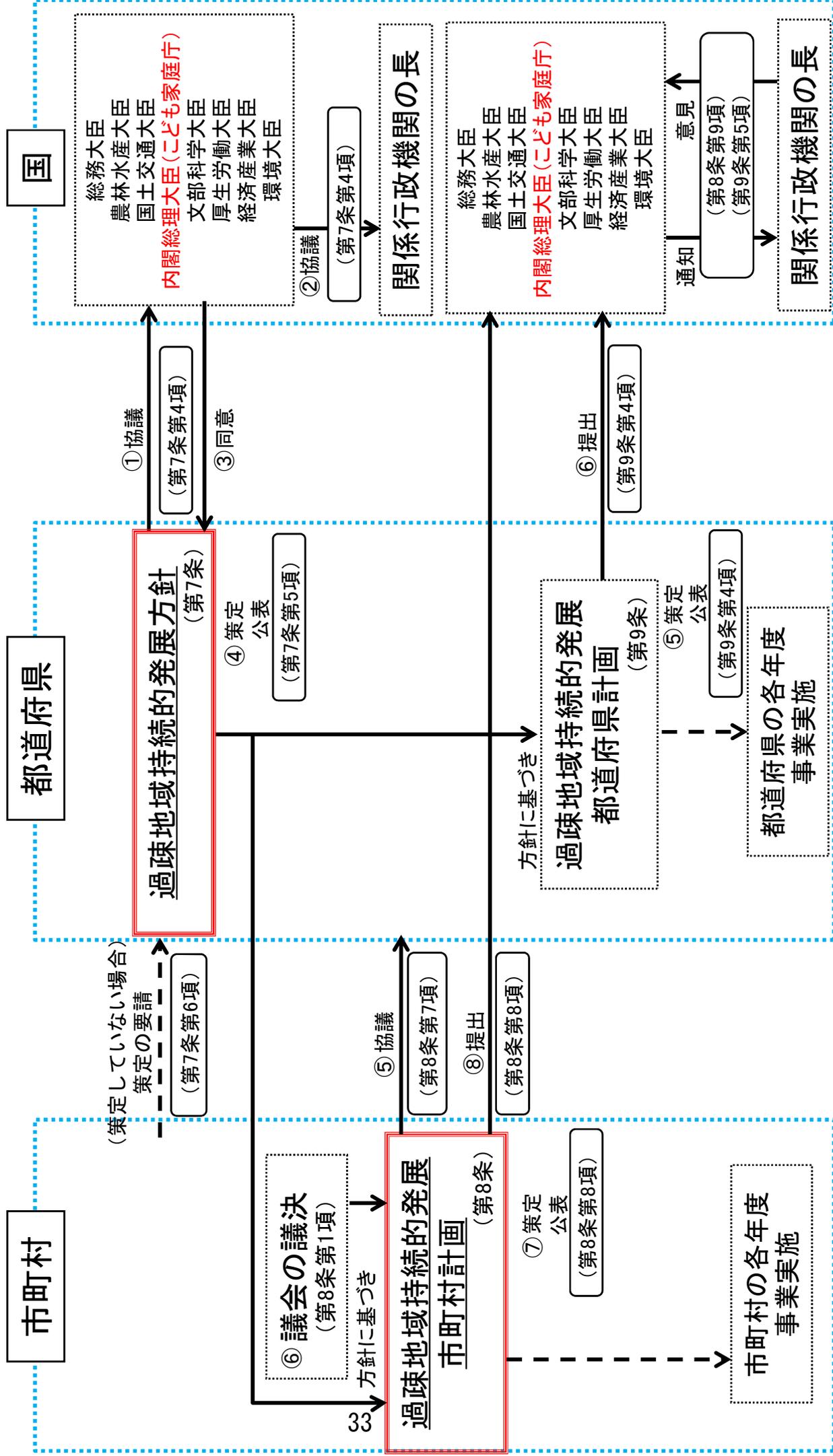
(1) ご提出いただく公文書につきましては、「「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令及び同法施行規則の運用について」の一部改正について」(令和3年4月1日付総財務第44号総務事務次官通知)でお知らせしているとおり、各自治体の文書規則に基づき、押印不要として取り扱っていただいても差し支えありません。

(2) その他不明な点等については、担当までご連絡ください。

総務省自治財政局財務調査課助成係  
TEL : 03-5253-5648 (直通)

# 過疎地域持続的発展市町村計画等の策定フロー図【R5.4.1～】

○ 過疎対策事業に対する各種財政措置等を受けるためには、方針・計画を策定することが必要。



※市町村計画の変更について、計画策定の規定を準用(第8条第10項)。都道府県計画の変更も、計画策定の規定を準用(第9条第5項)。